

引き続き、マイナちゃんからのお知らせです。



## マイナンバーを、 きちんと受け取って活用するために

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。  
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

### point 1 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。  
住民票の住所と異なる場所に住んでいる人は、受け取ることができない可能性があるので注意してください。

### point 2 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。  
☐ マイナンバーの「通知カード」  
☐ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒  
☐ 説明書  
※通知カードは大切に保管してください。

### point 3 個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。  
①郵送で申請  
個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ  
②オンラインで申請  
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請  
※その他の方法も検討中

### point 4 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が住民課（役場1階）の窓口で受け取れます。  
無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。  
①大切に保管していた「通知カード」  
②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」  
③運転免許証などの本人確認書類  
※受け取る際、オンラインでの本人確認などに使う、「パスワード設定」が必要になります。

## お知らせ

海田町では、出前講座で、マイナンバーの説明を行っています。5人以上のグループで申し込んでください。詳細は住民課まで問い合わせてください。（海田町ホームページにも内容を掲載しています）



## くらしの中の消費者トラブル

町民サービス室 ☎823-9219  
FAX 823-7927

## 「国勢調査の調査員が直接電話で質問することはありません」

（独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報第230号」より転載）

■相談窓口■  
海田町消費生活相談コーナー  
☎823-9219  
受付◆月～金曜日9時～17時（祝日を除く）  
木曜日は、消費生活相談員がいます。  
場所◆役場2階町民サービス室  
広島県生活センター  
☎223-6111  
受付◆月～金曜日9時～17時（祝日を除く）  
場所◆広島市中区基町10-52  
（県庁農林庁舎1階）

不審な電話があったときは、早めに消費生活相談窓口などに相談ください。  
※平成27年の国勢調査は、9月10日から、調査員証を携帯した調査員が「インターネット回答の利用案内」を全世帯に配布します。また、期限までに回答がなかった世帯には、9月26日から紙の調査票を配布する方法で行います。

■相談内容■  
自宅に国勢調査を名乗った電話があり、一人暮らしか、国民年金か厚生年金か、証券はあるか、貯蓄は1千万円以上あるか、などを聞かれるままに答えてしまった。国勢調査はどのように電話で質問するのか？

### ■アドバイス■

国勢調査をかけた家族構成、貯金などの個人情報を出そうとする不審な電話に関する相談が寄せられています。  
国勢調査では、貯金額、収入など財産に関する質問事項はありません。また、直接、調査員が電話やメールで個人の情報を聞くことはありません。  
不審な電話があったときは、早めに消費生活相談窓口などに相談ください。  
※平成27年の国勢調査は、9月10日から、調査員証を携帯した調査員が「インターネット回答の利用案内」を全世帯に配布します。また、期限までに回答がなかった世帯には、9月26日から紙の調査票を配布する方法で行います。

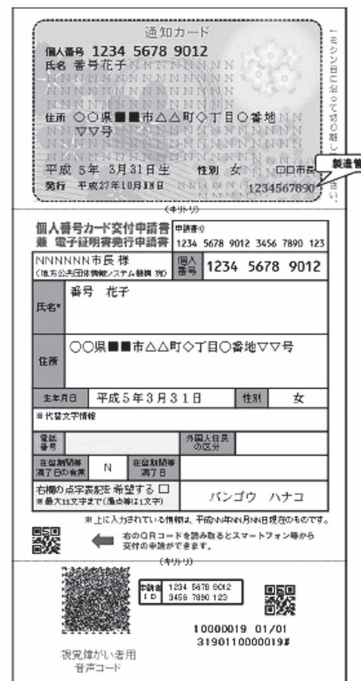


# 全町民に「マイナンバー」

## ～連載第5回 マイナンバーをお知らせします～

〔通知カード〕

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627



（表）

この通知書の、上の部分は切り取ってカードとして保管してください。住所・氏名・生年月日・性別に加えて、12桁の個人番号が書いてあります。この番号がマイナンバーなので、「マイナンバーを教えてください」と言われた時に直ぐに出せるように、大事に管理してください。

**絶対に捨てないでください。**

ただし、このカードは、免許証などと違って本人確認書類にはなりませんので、注意してください。

本人確認書類となるものは、別に無料で作れる「個人番号カード」というものがあります。通知書の、下の部分を切り取って申請してください。スマートフォンからも申請が出来ます。この個人番号カードは、1月から配布され、使用できます。

### （個人番号カード）

このカードは、本人確認書類として利用でき、マイナンバーも記載されている非常に便利なカードです。具体的に何が出来るか、次回説明します。是非、申請してください。

詳しくは、内閣官房のマイナンバーホームページや、コールセンター、役場などに相談してみてください。

## 個人番号カードコールセンターが開設されます

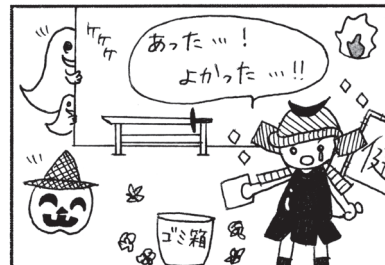
10月1日から、通知カードや個人番号カードについてのコールセンターが開設されます。配送状況などについては、次の番号に問い合わせてください。

日本語対応◆0570-783-578  
外国語対応◆0570-064-738  
※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は下記番号におかけください。  
050-3818-1250

マイナちゃんが  
マイナンバーの基本的な  
質問にお答えします。



おしえて！  
マイナちゃん vol.5  
- 捨てないで！通知カード -



jyamin